



令和3年5月6日

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクス
代表取締役 富村 隆一

当社は、令和3年4月22日付けで、株式会社シグマクス・インベストメント（以下「承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よって、以下のとおり、本吸収分割に係る事前開示をいたします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

本吸収分割に係る吸収分割契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

(1) 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は新たに8,500株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。当社は承継会社の発行済株式の全てを所有していることから、交付株式数は、任意に定めることができると考えられるところ、承継会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

- ① 資本金 425,426,640 円
- ② 資本準備金 425,426,639 円

3. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

(1) 持株会社制への移行及びグループ内組織再編、並びに資本業務提携を伴う第三者割当増資について

当社は、令和3年4月22日付で公表しました「会社分割（簡易吸収分割及び簡易新設分割）による持株会社体制への移行、第三者割当による新株式の発行並びに資本・業務提携に関するお知らせ」に記載のとおり、令和3年4月22日開催の取締役会において、2021年10月（予定）に持株会社制へ移行することを決定いたしました。また、移行及びグループ再編にともない、成長戦略の加速に向けて第三者割当増資を行うことをあわせて決定いたしました。

第三者割当増資の割当予定先は伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」）であり、事業の強化・拡大、新規事業の創出に向けた資本・業務提携契約を締結いたしました。

伊藤忠商事を割当先とする第三者割当増資の概要は以下のとおりです。

- ① 発行株式数 2,050,000 株（シグマクシスの発行済株式数の8.85%）
- ② 発行価格 1株につき1,735円
- ③ 払込金額の総額 3,556,750,000円
- ④ 増加する資本金 1,778,375,000円
- ⑤ 増加する資本準備金 1,778,375,000円
- ⑥ 払込期日 2021年5月10日

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日後の当社の資産の額につきましては、負債の額を十分に上回るが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のと

ころ予測されておりません。従いまして、本吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 承継会社における分割会社から承継される債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日後の承継会社の資産の額につきましても、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割後における承継会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。



吸収分割契約書

株式会社シグマクシス（以下「分割会社」という。）及び株式会社シグマクシス・インベストメント（以下「承継会社」という。）は、第2条に定める事業に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （分割当事会社の商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。

(1) 分割会社

商号 株式会社シグマクシス
住所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

(2) 承継会社

商号 株式会社シグマクシス・インベストメント
住所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

第2条 （本会社分割）

分割会社は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）をもって、分割会社が営むアライアンス事業（以下「本事業」という。）に関して有する資産、債務及び契約その他の権利義務の一部（以下「承継権利義務」といい、詳細は、別紙1「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。）を承継させ、承継会社はこれを承継する。なお、分割会社から承継会社への債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

第3条 （分割対価の交付）

承継会社は本会社分割に際し、承継会社が前条に基づき承継する承継権利義務の対価として、承継会社の普通株式 8,500 株を分割会社に対して交付する。

第4条 （承継会社の資本金等の額）

本会社分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割が本効力発生日に係る本事業における資産及び負債の状態により、分割会社及び承継会社協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 425,426,640 円
- (2) 資本準備金 425,426,639 円

第5条 （本効力発生日）

本会社分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年6月8日とする。但し、分割会社及び承継会社は、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、協議の上、書面による合意により、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、株主総会の承認を得ることなく、本会社分割を実行する。
2. 承継会社は、本効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。

第7条（競業禁止義務）

分割会社は、本効力発生日後、本事業について競業禁止義務を負わない。

第8条（本契約の解除）

分割会社又は承継会社は、本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間において、以下の各号に定めるいずれかの事態が生じた場合、協議の上、本契約を解除することができる。

- (1) 天災地変その他の事由により分割会社又は承継会社の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合
- (2) 本会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合
- (3) その他本会社分割の目的の達成が困難となった場合

第9条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定めるいずれかの事項が生じた場合、その効力を失う。

- (1) 分割会社又は承継会社のいずれかが、前条に基づき本契約を解除した場合
- (2) 分割会社及び承継会社が、本効力発生日の前日までに、本契約を終了する旨合意した場合

第10条（誠実協議）

分割会社及び承継会社は、本契約の解釈に関して疑義が生じた事項及び本契約に定めのない事項については、誠実に協議の上これを解決する

（以下、余白）

本契約締結の証として本書を1通作成し、各自記名押印の上、承継会社が原本を保管し、分割会社が写しを保管する。

2021年4月22日

(分割会社)

株式会社シグマクシス

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

代表取締役 富村 隆一



(承継会社)

株式会社シグマクシス・インベストメント

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

代表取締役 柴沼 俊



承継権利義務明細表

承継会社は、本会社分割により、効力発生日における分割会社の本事業に属する次に記載する資産、債務契約その他の権利義務を分割会社から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

営業投資有価証券

(2) 固定資産

投資有価証券

2. 債務

該当なし

3. 知的財産権

該当なし

4. 承継する契約

本事業に関連する契約に関する一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。(ただし、分割会社の従業員との労働契約及び執行役員との委任契約を除く)。

5. その他

本事業に属する承継会社の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、分割会社から承継会社への承継が法令上可能であるもの(ただし、承継会社が引き続き保有する必要があるものを除く。)

以上



別紙2 吸収分割承継会社の成立日に係る貸借対照表の内容

承継会社については最終事業年度がありません。会社の成立の日における貸借対照表の内容については、以下のとおりです。

成立時貸借対照表
(2021年4月1日現在)

(単位：円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,000,000 | | |
| 現金及び預金 | 1,000,000 | | |
| | | 負債合計 | 0 |
| | | 純資産の部 | |
| | | 株主資本 | 1,000,000 |
| | | 資本金 | 500,000 |
| | | 資本準備金 | 500,000 |
| | | 純資産合計 | 1,000,000 |
| 資 産 合 計 | 1,000,000 | 負債・純資産の合計 | 1,000,000 |

以上